

【鍼灸院おるき会員会則】

第1条（目的）

本院は、会員（本会則第4条所定の手続を経て本院と契約を締結された方をいいます。以下同じです。）が鍼灸院おるき（以下「本院」といいます。）の施設を構成する各種サービスゾーンを利用し、心身の育成、健康維持、健康増進および会員相互の親睦ならびに健康ライフの振興を図ることを目的とします。

第2条（会員制）

1. 本院は、会員制とします。
2. 会員による本院の利用範囲、条件、および施設運営システム（会員種別、提供商品および提供サービスを含みます。以下同じです。）については、別に定めます。
3. 会員が本院を利用するときは、利用する施設に会員である旨の申告をします。

第3条（入会資格）

1. 本院の入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。
 - (1) 各会員種別において別途定める資格を満たすこと。
 - (2) 本院の施設の利用に堪え得る健康状態であることを本院に申告いただくこと。
 - (3) 本会則に同意いただくこと。
 - (4) 暴力団関係者でないこと。
 - (5) 刺青（ファッションタトゥーを含みます。）をされていないこと。
 - (6) 過去に本院より本会則に基づく契約を解約されていないこと。ただし、解約された方であっても、解約の原因が解消された場合等で、本院が検討した結果、再入会資格を認めることがあります。
2. 会員は、本院に対し、現在のみならず将来にわたって、自らが以下の各号に定める暴力団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないことを保証します。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者
 - (5) その他前各号に準ずるもの

3. 会員は、本院に対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、および今後行う予定がないことを保証します。
4. 会員は、本院に対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証します。
5. 会員は、本院に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて本院の信用を毀損し、または本院の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第4条（入会手続）

1. 本院に入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行い、本院による審査を受けたうえ、本院が承諾したときに、本院との契約が成立し、本院の会員となります。なお、利用開始日は別に定めます。
2. 前項に定める入会申込を行った場合であっても、本院が行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
3. 会員は、入会后、本院から身分証明書等、本人確認情報の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。本院は、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、第7条第1項に定める諸費用を支払います。
4. 未成年の方が入会しようとするときは、本院が特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。
5. 未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第5条（届出内容変更手続）

1. 会員は、入会申込書に記載した内容その他本院に届け出た内容が正確であることを保証します。本院は、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
2. 会員は、入会申込書に記載した内容その他本院に届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。
3. 本院より会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により本院からの通知が延着しまたは届かなかった場合には、通常到達すべきときに本院からの通知が会員に到達したものとします。

第6条（個人情報保護）

本院は、本院の保有する会員の個人情報を、本院が別途定める「個人情報保護方針」および「お客さまの個人情報取扱いに関するお知らせ」にしたがって管理します。

第7条（諸費用）

1. 会員種別毎の会費を含む諸費用（以下「諸費用」といいます）は、別に定めます。
2. 会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて本院が指定する方法および手段により、それぞれの諸費用を払い込むものとします。
3. 一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは本院が認める理由がある場合を除き、返還しません。

第8条（会員たる地位の相続・譲渡）

本院の会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することもできません。

第9条（会員以外の施設利用）

本院は、特に必要と認めた場合は、会員以外の方による施設の利用を認めることができます。この場合、当該利用される方にも本会則を適用します。

第10条（諸規則の遵守）

会員は、本院の施設の利用にあたり、本会則その他本院の定める諸規則を遵守し、本院の施設スタッフ（以下「施設スタッフ」といいます）の指示に従うものとします。

第11条（禁止事項）

会員は、次の行為をしてはいけません。

（1） 他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます。）や施設スタッフ、本院、本院を誹謗、中傷すること。

（2） 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。

（3） 大声、奇声を発する行為や他の方もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。

（4） 物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。

（5） 本院の施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。

（6） 他の方や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。

（7） 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。

（8） 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。

（9） 刃物など危険物の館内への持ち込み。

（10） 館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。

（11） 高額な金銭、物の館内への持ち込み。

（12） 本院の施設内の秩序を乱す行為。

（13） 自らの会員証を他人に貸与したり、使用させる行為

（14） 他の会員の会員証を、当該会員の承諾を得たか否かにかかわらず、使用する行為

（15） その他、本院が会員としてふさわしくないと認める行為。

第12条（損害賠償責任免責）

1. 会員が本院の施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、本院は、本院に故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。

2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、本院は、本院に故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。

第13条（持込物に関する責任）

1. 本院は、会員が施設に持ち込んだ物を預かりません。会員は、持込物について自己の責任をもって管理するものとします。

2. 本院は、故意または過失がない限り、会員が施設に持ち込んだ物の滅失または毀損について賠償する責任を負いません。

3. 本院は、会員が施設に放置した物に関する一切の権利を放棄したものと見なします。ただし、次の各号に定めるものを除きます。

(1) 現金及び有価証券

(2) その価額又はその合計額が一万円以上であると明らかに認められる物

(3) 建物又は自動車の錠を開くことに用いられる鍵、カードキーその他これらに類するもの

(4) 携帯電話用装置

(5) 運転免許証、健康保険の被保険証、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの

(6) 預貯金通帳若しくは預貯金の引出用のカード又はクレジットカード

(7) 動物

(8) テニスラケット、ゴルフ院その他これらに類似する器具

(9) 当該物又はその付属物に記載又は付加した情報により、その所有者又は占有者が識別できる物

第14条（会員の損害賠償責任）

会員が本院の施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、本院または他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第15条（休会）

本院の一部の会員種別においては、休会制度があります。

第16条（退会）

会員は、自己都合により退会するときは、本院が定めた期日までに、本院所定の書面により手続を完了することにより、当月の末日（以下「退会日」といいます。）をもって退会できるものとします。なお、会員は本院に対し退会日までの諸費用を支払う義務を負います。

第17条（施設の利用制限・禁止、契約解約）

1. 本院は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して本院の施設の利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。ただし、会員は本院から本院の施設の利用を制限または禁止された場合であっても、第7条第1項に定める諸費用を支払います。

- (1) 第3条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき。
- (2) 本会則その他本院の定める諸規則に違反したとき。
- (3) 支払方法の設定が確認できないとき（会員が支払方法を設定した後に、会員の責めにより、その支払方法または手段が利用できなくなったときも同様とします。）。
- (4) 諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠ったとき。
- (5) 破産または民事再生の申立があったとき。または任意整理の申立があったとき。
- (6) 第4条に定める利用開始日以降、一度も利用がない期間が1年以上継続した場合。
- (7) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
- (8) 妊娠していることが判明したとき。
- (9) 死亡したとき。
- (10) 法令に違反したとき。
- (11) その他、本院が会員としてふさわしくないと認めたとき。

2. 前項に基づき本院が本会則に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、本院はその損害を賠償する責めを負わないものとします。

第18条（施設の休業および閉鎖）

1. 本院は、施設毎に定期休業日を設定することができます。

2. 本院は、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、本院の施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができます。

- (1) 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。
- (2) 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
- (3) 判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分（不利益処分を含みません。）、行政指導もしくは命令等があったとき。
- (4) 社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。
- (5) その他、本院が営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたとき

またはその恐れがあるとき。

3. 前二項の場合、法令の定めまたは本院が認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはありません。

4. 本院は、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知または通知します。

第19条（諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止について）

本院は、本会則に基づいて会員が負担する諸費用、利用範囲、条件および施設運営システムについて、本院が必要と判断したときは、会員に対して原則として1ヶ月前までに告知または通知することにより、これらを変更または廃止することができます。

第20条（会則の改正）

原則として本院は一ヶ月前までに会員に告知または通知することにより、本会則を改正することができ、改正した本会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第21条（告知方法）

本会則における会員への告知方法は、施設内への掲示およびホームページに掲載する方法とします。

第22条（法人会員契約に基づく鍼灸院おるき会員に関する附則）

自らが所属する法人、健康保険組合等と本院との法人会員契約（以下「法人契約」といいます。）に基づく会員においては、上記に加え以下各号が適用されます。

（1）第3条（入会資格）について、同条第1項各号の他、自らが所属する法人、健康保険組合等が本院と法人契約を締結していることが追加されます。

（2）第19条（諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止について）以外に、法人契約の変更により諸費用等が変更になるときは、当該変更に従うものとします。

【会費等のお支払いについて】

- 1 本規約において、「クレジットカード継続支払い」とは、鍼灸院おるき（以下「本院」といいます。）と会員契約を締結したお客様（以下「契約者」といいます。）が、本院が運営する院（以下「院」といいます。）において、上記会員契約に定める会員（以下「会員」といいます。）の月会費（会員に対する付随サービスの代金を含みます。）および院内で会員が購入された物品・サービス等の購入代金（以下「会費等」といいます。）の支払いを、【クレジットカード継続支払申込書兼各種変更届】（以下「申込書」といいます。）に記入されたクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）で継続的に指定カードの発行会社（以下「指定カード会社」といいます。）が定める規約に基づきカードご利用代金としてお支払いいただくことをいいます。ただし、プリペイドカードや全身調整まとめ払い（10回、20回）利用時にはクレジットカード継続支払いのご利用はできません。
- 2 クレジットカードでのお支払は、契約者ご本人名義のカードのみご利用いただけます。
- 3 クレジットカード継続支払いをご利用される場合、本院は、会費等に関する請求書および領収証を発行いたしません。詳細につきましては、指定カード会社から発行される明細書等をご覧ください。
- 4 指定カード会社の規約等により指定カードによるクレジットカード継続支払いが承認されない場合においては、本院からの直接請求など、本院が指定する方法により会費をお支払いいただきます。
- 5 指定カード会社による当月分のカードご利用代金に関する請求期限と本院による会費等に関する請求期限との関係により、複数月分の会費等を指定カード会社から一括して請求される場合があります。

6 クレジットカード継続支払いに関する変更のお申し出がない限り、院に在籍いただいている期間中の会費等は、指定カードによるクレジットカード継続支払いにてお支払いいただきます。

7 以下各号に定めるクレジットカード継続支払いに関する変更にあたっては、本院の指定する方法により届け出る必要があります。

- (1) 会費等の支払方法を変更される時。
- (2) 指定カードを変更される時。
- (3) 指定カード会社の規約等により契約者が指定カードの保有資格を喪失された時。
- (4) 指定カードを解約された時。

8 前項の定めにかかわらず、本院の指定する方法で届け出ていただけない場合、本院からの直接請求を含め、本院が指定する方法により会費等をお支払いいただきます。

9 翌月分以降のお支払いについて、クレジットカード継続支払いの内容変更を希望される場合には、本院の指定する期日までに、本院の指定する方法により届け出る必要があります。本院の指定する期日までに届け出がない場合、翌月分の会費等は、引き続き登録済のクレジットカード継続支払の内容にてお支払いいただくこととなります。

10 前項の場合において、指定カードが利用できない状況であっても、翌月分の会費等が指定カード会社から請求される場合がありますのでご注意ください。

11 その他、何らかの理由によりクレジットカード継続支払いができない場合には、本

院からの直接請求を含め、本院が指定する方法により会費等をお支払いいただきます。

12 契約者がクレジットカードで決済するにあたり、不正利用、不正入力を行ったことにより発生した損害について、本院は契約者に対し、損害賠償を求める場合があります。また、第三者に損害を与えた場合には、契約者の自己責任と負担において当該第三者との紛争を解決していただくものとし、これらに関して、本院は一切の責任を負いません。

13 原則として本院は1カ月前までに契約者に告知または通知することにより、本規約を改正することができ、改正した本規約の効力は、全契約者に及ぶものとします。

【「メンテナンス会員」特約規程】

第1条（内容）

1. メンテナンス会員とは、鍼灸院おるき会員（以下「会員」という。）のうち、鍼灸院おるき（以下「本院」という。）が定めるメンテナンス会員特約（以下「本特約」という。）に同意のうえ本特約が付帯している会員のことをいいます。
2. メンテナンス会員は、本特約の適用初月から半永久的に、本院が認める範囲の会員種別を継続することを条件に、本院から健康維持のための施術、メニュー変更の助言等およびカウンセリング等の継続的サポートを受けることができます。

第2条（適用）

1. 本特約は、本院がメンテナンス会員として登録した会員に適用されます。本特約に定めのない事項については、鍼灸院おるき会員会則を適用するものとします。なお、本特約に鍼灸院おるき会員会則と競合する規定がある場合は、本特約の定めが優先されます。
2. 本特約は、メンテナンス会員が鍼灸院おるき会員の資格を喪失したとき、又は、本院が定める休会制度に基づいて休会したときには、本特約の適用期間中であっても直ちに終了するものとします。

第3条（利用条件）

1. 会員は、入会時又はプラン変更時に、メンテナンス会員として登録されることにより、本院を次の条件で利用することができます。
 - （1）各月初回又はプラン変更による本特約適用初回：
会員が入会時に本院との間で合意した利用開始初月、プラン変更による本特約適用初月、又は各月の初回は、本院の全ての施設を以下の条件で利用することができます。
 - ① 施設利用料、施術料0円
ただし、次の施設を除きます。
<利用対象外施設>
鍼灸院おるき唐人町治療院
 - （2）本特約適用2回目以降サービス利用終了まで：
メンテナンス会員は、本院が認める範囲の会員種別から選択した当該会員種別の利用条件に従って、本院の施設を利用することができます。

① 各月あたり、2回目以降の施設利用、施術を 3,900 円（税別）（鍼は 10 本まで無料。10 本以上使用の際には別途 1 本あたり 40 円（税別）とし、使用本数分の支払いに同意するものとします。）

2. メンテナンス会員登録期間中、プリペイドカードは利用できません。

会員

(3) サポートの提供について：

メンテナンス会員は、第 1 条 2. に定める継続的サポートを受けることができます。ただし、一部の施設では、サポートを一部提供できない場合があります。

2. 第 1 条 2. のサポートの一環として、本院は、メンテナンス会員に対して、LINE@、鍼灸院おるき公式ブログでの継続的な情報提供を行います。そのため、会員は、本院からの LINE が受信可能な LINE アカウントを、本院に対して提供するものとします。また、本特約に同意することを以て、第 1 条 2. のサポートの一環として送信される LINE メッセージを受信することに同意したものとします。

(4) サービスを利用できなかった場合について：

1. 会員がサービスを利用できなかった場合でも、一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは本院が認める理由がある場合を除き、返還しません。

2. 会員が月末までに本院まで申請することで以下の措置が適用されます。

① 本院全ての施設の利用権を最大 2 ヶ月まで繰り越すことができます。

② 家計を同一とする家族に限り、サービス利用の権利を譲渡することができます。

第 4 条（会費等）

1. 会員は、会費を本院所定のクレジットカードで支払うものとします。

2. メンテナンス会員が、本特約の適用期間中に支払う月会費は、次のとおりとします。

(1) 入会金：5,000 円（税別）

(2) 月額利用料：5,000 円（税別）

(3) 会費納入日：入会日から 1 ヶ月毎に自動引落し

3. 本特約適用初月から 3 カ月後の末日までの間に、メンテナンス会員の自己都合により退会もしくは本院が認める範囲以外の会員種別に変更するとき、または鍼灸院おるき会員会則における施設の利用制限・禁止・契約解約に係る定めに基づき本院が契約を解約したときは、メンテナンス会員は本特約の解除料として 10,000 円（税別）を支払うものとします。

4. 本特約適用初日から8日の間はクーリングオフが適用されます。

(1) 本特約適用初日からクーリングオフまでの期間に施設の利用がなかった場合：

お支払いいただいた入会金と月額利用料の全額を返金いたします。

(2) 本特約適用初日からクーリングオフまでの期間に施設の利用があった場合：

お支払いいただいた入会金と月額利用料の全額を返金した上で、既に提供を終了しているサービスの通常利用料をお支払いいただきます。

第5条（申込の制限）

本特約は、申込の時点で、本院の月会費会員等の本院が指定する会員種別ではない会員のみに申し込むことができます。ただし、本院を退会して6カ月を経過していない場合、又は本院の月会費会員等から都度利用会員に変更して6カ月を経過していない場合は、申し込むことができないものとします。

第6条（改正）

原則として本院は実施日の1カ月前までに会員に施設内への掲示およびホームページに掲載する方法により告知または通知することにより、本特約を改正することができるものとします。なお、改正した本特約の規定は、告知された当該実施日以降に本特約をあらたに付帯する会員から適用するものとします。

【「1週間通い放題プラン」特約規程】

第1条（内容）

1. 1週間通い放題プランは、1週間通い放題プランを申込み登録された鍼灸院おるき会員（以下「会員」という。）について、本特約の適用初日から7日間に限り、第4条所定の利用条件を満たされる場合に、第5条所定の費用で鍼灸院おるき（以下「本院」という。）をご利用いただけるプランです。
2. 1週間通い放題プランは、本院のプランのうち「1週間通い放題」プランの特約プランとして、申込日から7日間までに限り適用されるプランです（なお、ご利用になるメニューにより料金が異なります）。

第2条（適用）

1. 本特約は、会員に適用されます。本特約に定めのない事項については、鍼灸院おるき会員会則（以下「会則」という。）を適用するものとします。なお、本特約に会則と抵触する規定がある場合は、本特約の定めが優先して適用されます。
2. 本特約の適用期間は、1週間通い放題プランとして登録してから7日間とします。
3. 本特約は、会員の資格を喪失したとき、又は、本院が定める休会制度に基づいて休会したときには、本特約の適用期間中であっても直ちに終了するものとします。

第3条（申込条件）

1. 本特約は、新規入会の方だけでなく、現在月会費会員等や都度利用会員の方もプラン変更により申し込むことができます。ただし、他のキャンペーンの適用を受けている会員の方等本院が別途指定する適用除外に該当する場合には、本特約を申し込むことができません。

第4条（利用条件）

会員は、本院を次の条件で利用することができます。

（1）利用施設

1週間通い放題プラン適用時に選択した1施設（以下「登録院」といいます。）のみに限定させていただきます。

登録院以外の本院施設をご利用になる場合には、別途、プラン外利用料の支払いが必要となります。

(2) 利用時間帯

登録店舗営業日のうち、以下の時間帯のみに限定させていただきます。

平日（木曜日を除く）：9時から登録店舗の営業終了時刻までの間で事前予約時刻

土曜・日曜・祝日：登録店舗の営業時間

上記時間帯以外に、本院の施設をご利用になる場合には、各施設のカテゴリ別に定められたプラン外利用料の支払いが必要となります。

(3) 利用回数

登録店舗のご利用にあたり、利用回数に制限はございません。

第5条（会費等）

1. 1週間通い放題プランが、2条2項所定の本特約の適用期間中に支払う会費は、利用施設のカテゴリ別に次のとおりとします。登録店舗を別のカテゴリの施設を変更した場合、又は登録店舗のカテゴリが変更になった場合は変更後のカテゴリの料金が適用されるものとします。

1週間通い放題プラン（フルオーダーメイド鍼灸）：18,000円（税別）

1週間通い放題プラン（オーダーメイド鍼灸）：14,000円（税別）

2. 1週間通い放題プランが他の会員種別に移行した場合には、移行日以降は、移行先の移行時の月会費が適用されるものとします。

3. プリペイドカードのご利用はできません。

4. 本特約はクーリングオフの適用対象外です。

第6条（改正）

1. 本院は、実施日の1カ月前までに会員に施設内への掲示およびホームページに掲載する方法により告知または通知することにより、本特約を改正することができるものとします。なお、改正した本特約の規定は、告知された当該実施日以降に本特約をあらたに付帯する会員から適用するものとします。

2. 本院が本会員を含め鍼灸院おるきの会員全体に適用する料金プランについて、名称変更等により消滅又は変更する場合には、本院は、変更等の前々月までに移行先の会員種別を、会員への個別の通知又は施設内への掲示及びホームページに掲載する方法等により告知するものとします。

以 上

【鍼灸院おるき 個人情報保護方針】

1. 本院は、本院の事業内容を考慮して、公正かつ適法な方法で個人情報を取得、利用および提供し、目的外利用を行わないための具体的な措置を講じます。
2. 本院は個人情報に関する法令、国が定める指針およびその他の規範を遵守のうえ、本院の規程類に則り、本院が取り扱う個人情報の保護に努めます。
3. 本院は、本院が取り扱う個人情報を保護するため、個人情報への不正なアクセスまたは漏えい、滅失、き損等を防止する適切な対策を講じ、予防処置、是正処置を実施します。
4. 本院は、本院が取り扱う個人情報に関する問い合わせ窓口を設置し、ご本人さまから苦情、および相談等の問い合わせを受けた場合は、適切かつ遅滞なくこれに対処します。
5. 本院は、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、かつ継続的改善を行います。

制定日 2019年1月1日

最終改定日 2019年1月3日

鍼灸院おるき

代表 小野 修司

【お客さまの個人情報取扱いに関するお知らせ】

鍼灸院おるきは、お客さまの個人情報の重要性を認識し大切に扱うとともに、よりよいサービス・商品の提供をさせていただきます。そのために、以下の取り組みを推進し、責任を持ってお客さまの個人情報を保護いたします。

1. 法令等の遵守 鍼灸院おるきは、個人情報保護法その他関係する法令等を遵守いたします。

2. 院内体制

鍼灸院おるきは個人情報の取扱いおよびシステムに関して、院内規程および業務毎に必要な

なルールを策定するとともに、管理者を置く等組織を整備し、個人情報保護を遵守する体制を構築いたします。

3. 個人情報利用の目的

鍼灸院おるきが個人情報を利用させていただく目的は次の通りです。

(1)鍼灸院おるきのサービスの提供およびこれに関する申込受付・事務手続・お客さまへの連絡

(2)鍼灸院おるきからの新製品・新サービスの営業案内

(3)マーケティング調査・商品開発およびこれを目的とするアンケート依頼

(4)業務の遂行に必要な範囲での業務委託

(課外イベントや旅行催行の場合の宿泊施設・運送機関等の提供する各種サービス手配、および各種商品発送の場合の個別配送等)

(5)キャンペーン・モニター等への応募受付、お客さまへの連絡、プレゼント発送

(6)施設内外における各種イベントの申込み受付・事務手続・お客さまへの連絡

(7)防犯、安全管理を目的としたお客さまへの連絡

(8)委託を受けたサービスの提供およびこれに関する申込受付・事務手続き・お客さまへの連絡

(9)フランチャイズ施設への提供

3-2. フランチャイズ施設へのお客さまの情報の提供について

(1)フランチャイズ施設へ提供されるお客さまの情報の項目は次のとおりです。

(お客さまご本人に関する情報)

ア. 会員番号

イ. 氏名

ウ. 住所

エ. 生年月日

オ. 性別

カ. 電話番号

キ. 電子メールアドレス

ク. 勤務先

ケ. 会費の決済方法

コ. DM送付先

サ. サプリメント送付先 (お客さまがサプリメント会員さまの場合のみ)

シ. 所属されている法人の情報（お客さまが法人会員さまの場合のみ）

ス. 来館履歴

セ. ご利用サービス内容

ソ. 入金情報

（保護者に関する情報）（お客さまご本人が未成年者の場合のみ）

ア. 保護者の氏名

イ. 保護者の性別

ウ. 保護者の電話番号

エ. 保護者の生年月日

(2)鍼灸院おるきは、書面または電磁的な方法による送付または送信により、前号に掲げるお客さまの情報をフランチャイズ施設に提供します。

(3)お客さまは、鍼灸院おるき所定の書面に必要事項をご記入され、請求者のご本人確認書類とともに提出されることにより、フランチャイズ施設へのお客さまの情報の提供を停止することができます。

4. センシティブ情報の取扱いについて

第3項におけるサービスの提供において身体情報、血液検査結果等の保険医療に関するセンシティブ情報、以下に該当するセンシティブ情報を取得する事がございますが、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用もしくは第三者提供いたしません。

(1)思想、信条又は宗教に関する事項(2)身体・精神障害、その他社会的差別の原因となる事項

(3)保険医療に関する事項

(4)その他特別な非公開情報

5. 個人情報の利用へのご承諾

鍼灸院おるきはお客さまから個人情報を取得する場合には、利用目的を明示しご承諾をいただいたうえで、その目的達成に必要な範囲で取得させていただきます。

6. 個人情報の利用

鍼灸院おるきがお客さまの個人情報を利用するにあたっては、利用目的の範囲内でのみ利用することとし、その目的の範囲を逸脱した利用はいたしません。

7. 個人情報取得への同意について

個人情報を提供されるか否か、および、どの個人情報を提供し、どの個人情報を提供しないかについては、ご本人のご意思に基づくものといたします。ただし、利用目的に必要な個人情報を提供されなかったときには、適正なサービス等の提供が受けられない場合があります。

8. 正確性の確保

鍼灸院おるきは、お客さまの個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう、適切な措置を講じます。

9. 安全管理措置

鍼灸院おるきは、お客さまの個人情報を厳重に管理し、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩等に対する予防・是正措置および安全対策を講じます。

10. 院内教育

鍼灸院おるきは、従業員に対する個人情報保護について教育訓練を行い、その内容を社内に周知徹底させます。

11. 委託先の監督

鍼灸院おるきがお客さまの個人情報を利用するにあたっては、正当な利用の範囲内で個人情報を第三者に委託することがございます。委託先へは個人情報を厳重に管理することを義務付け、監督いたします。

12. 第三者提供の制限
鍼灸院おるきおよびグループ会社は、個人情報を第3項の目的のために業務の委託先に開示する場合および法令による場合等を除き、お客さまの個人情報をお客さまのご承諾無く第三者に提供・開示いたしません。

13. 個人情報の開示・訂正等

鍼灸院おるきがお預かりするお客さまの個人情報に関して、お客さまが個人情報の確認・訂正等をご希望される場合には合理的かつ必要な範囲内において速やかに対応させていただきます。

14. 社内体制の継続的見直し

鍼灸院おるきは、個人情報の取扱いに関する規程およびそれを実行するための組織体制に

ついて、有効かつ適正な運用が持続的になされるよう継続的な見直しと改善を図っていきます。

15. 個人情報の開示等を請求するための手続き

お客さまからの保護法に基づく保有個人データの開示、訂正等の請求に適切に対応いたします。開示、訂正等のご請求につきましては、本院所定の書面にご記入の上、ご請求される方がご本人であることを確認できる書類とともにご提出ください。開示、訂正等のご請求手続きや必要な書類につきましては、下記の問い合わせ先にお問い合わせください。

事業者の名称

鍼灸院おるき

個人情報保護管理責任者

小野修司

個人情報の開示、訂正、追加又は削除等に関するお問い合わせ先

鍼灸院おるき

〒819-0168

福岡県福岡市西区今宿駅前1-3-28 今宿ホワイトマンション105

鍼灸院おるき

TEL 080-6457-6639

web によるお問い合わせ

<http://kokoni-oruki.com/>